

緊急事態宣言期間再延長による学校活動について

2021年(令和3年)6月20日まで、兵庫県において緊急事態宣言期間が再延長されることとなりました。

このことを受け、兵庫県教育委員会からも通知があり、明石市においても以下のように学校活動を行うこととします。

1 学校活動について

- ・臨時休校とはせず、マスクの着用や手洗いの徹底等、感染防止対策を講じた上で、教育活動を継続する。
- ・緊急事態宣言発令期間中は、2～4のとおり活動の制限や感染防止対策を講じて教育活動を行うよう市内小学校・中学校には通知しています。

2 学習活動

(1) 感染リスクの高い教育活動は一時的に停止する。

- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となる活動や一斉に大きな声で話す活動
- ・近距離で活動する実験や観察、合唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカ、共同作業、調理実習、密集する運動等

(2) 体育

- ・可能な限り屋外で実施する。ただし、気温の高い日は熱中症に気をつけること。
- ・屋内で実施する必要がある場合は、十分に換気を行い、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動を実施する際は十分な距離を開けて行うこと。
- ・運動時には必ずしもマスクを着用する必要はないが、授業の前後における更衣及び移動、準備等、運動を行っていない際には、可能な限りマスクを着用すること。また、軽度な運動の際にはマスクを着用することも考えられる。

3 学校行事

- (1) 宿泊行事は、緊急事態宣言発令期間中は行わない。
- (2) 体育大会(運動会)は、緊急事態宣言発令期間中は行わない。
- (3) 校外学習等については、緊急事態宣言発令期間中は原則行わない
ただし、近隣の公園等への学習活動については、感染防止策を十分に講じた上で実施することは可能とする。
- (4) 授業参観・オープンスクール等
校内に外部から保護者等と呼んでの校内行事は自粛する。

4 部活動 【緊急事態宣言期間における取扱い】

- (1) 緊急事態宣言が解除されるまでの期間は、平日4日、2時間以内（更衣、準備や片付け等を含んだ全ての時間とする。）の活動を可とする。
なお、土、日曜日の活動は、原則休止とする。
※上記の日数と時間を上限とし、可能な限り短縮に努めること。
※ノー部活デーについては、各学校にて設定すること。
- (2) 活動をする際には、以下の事項を必ず守ること。
 - ・自校での活動に限定する。
※練習試合・合同練習等については、全面的に自粛すること。
(他校等への移動及び交流を伴う活動を行わない。)
 - ・活動を実施する際、ミーティング等で生徒が集合する場面において、マスクを着用させるとともに、適切な距離を保つようにさせ、必要最小限の人数及び時間で行う。その他、近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。
 - ・更衣の際には、マスクを着用することや利用人数を制限する等して、密状態を避けること。また、更衣場所が室内であれば可能な限り換気を行う等、感染予防対策を徹底する。
- (3) 中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会の予選扱いとなる大会については、主催者の行う感染症予防対策を確認した上で、出場権を得た生徒が参加を希望する場合は認める。参加の際は、保護者に対して感染症対策の徹底について協力を依頼する。
- (4) 上記(3)の場合、大会初日の3週間前から、土、日曜日のいずれか1日で3時間以内（更衣、準備や片付け等を含んだ全ての時間とする。）の活動を可とする。
- (5) 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

5 保護者の方へお願い

保護者の方におかれましては、健康観察をはじめ、各ご家庭で感染予防対策を行っていただいているところですが、今後更なる一人一人の行動が感染防止につながると考えております。

つきましては、以下の通り出席の取り扱いについて、今一度ご留意くださるとともに、引き続き、ご家庭と学校が連携し、感染症予防対策と学校教育活動が両立できる取組を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(1) 出席の取り扱いについて

①出席停止となる場合（欠席扱いとしない）

- ア. 児童生徒が感染した場合
- イ. 児童生徒が濃厚接触者となった場合
- ウ. 児童生徒及び同居家族がPCR検査を受ける場合
(医療機関・保健所からの指示により受検する場合)
- エ. 児童生徒及び同居家族に発熱等風邪症状が見られる場合

※これらの場合は、速やかに学校へ一報いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

②医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患がある児童生徒で、主治医等と相談の上、登校が困難な場合は、欠席扱いとはいたしません。

※出欠の取り扱いについては、市内の感染状況により変更する場合があります。

(2) 健康観察について

これまでもご家庭で毎朝の健康観察等にお取り組みいただいておりますこと感謝申し上げます。引き続き、健康観察についてご協力お願いいたします。

また、児童生徒のみならず、同居家族の方につきましても、検温や健康観察を行っていただきますようご協力お願い申し上げます。

(3) マスクの着用について

学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられています。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応します。

①十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外してもよいことを指導します。

②気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外してもよいことを指導します。

※マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に係わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先します。

※児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校において、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時に、屋外で人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外してもよいことを指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外してもよいことについて積極的に声かけをします。その際、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。

③体育の授業においては、マスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用するよう指導します。

④ご家庭におかれましても、児童生徒が体調不良や息苦しさを感じた時は、速やかに近くの教職員に申し出るようご指導のほどお願い申し上げます。